

平成29年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領

山形労働局

1 趣 旨

積雪寒冷地である山形県は、12月頃から3月頃までの冬期間、低温や降雪、強い季節風等により、日常生活において様々な影響を受けている。

例年、この期間は冬期型災害（凍結や積雪による転倒災害や交通事故等、冬期特有の労働災害）が多発しており、気象条件によっては、更に大幅な増加が懸念される場所である。

特に自然環境が厳しい時期である、平成28年12月から平成29年2月までの3か月間における休業4日以上労働災害の被災者数は336人で、そのうち冬期型災害によるものが114人（33.9%）であった。（平成29年9月末速報値。）

冬期型災害の内訳は、「転倒」が84人（73.7%）と最も多く、次いで「墜落・転落」が13人（11.4%）、「交通事故」が9人（7.9%）、「前記以外のもの」が8人（7.0%）であった。

このような冬期型災害を防止するためには、労働者に雪や氷により生じる危険性を再認識させ、基本的な作業手順及び交通ルールを厳守させることはもとより、事業者自らが安全に対する決意を明確にして、自然環境に対応した機械設備や作業環境を整備することが重要である。

これらのことを踏まえつつ、年末年始のあわただしさも重なる冬期間において、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組みを行うものである。

2 実施期間

平成29年12月15日から平成30年2月15日まで

3 スローガン

「踏み出す前に ひと呼吸 リスクを確認 転倒防止」

4 主 唱

山形労働局 ・ 各労働基準監督署

5 協力者

各労働災害防止団体等

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- ① 本運動を効果的に推進するため、協力者に対し下記8の事項を依頼するとともに、関係行政機関、各種団体等に本運動の実施について周知等を要請する。
- ② 本運動の積極的かつ自主的な取組みを促すため、安全パトロールを実施する。
- ③ 労働災害防止団体等が行う安全パトロール、講習会等に対して必要な指導・援助を行う。
- ④ 新聞等の報道機関及び団体機関紙等を活用した広報活動を行う。
- ⑤ 広く県民に周知するため、ポスター、チラシなどを作成し、関係者等に配付する。

8 協力者への依頼

主唱者は、次の事項を協力者に依頼する。

- ① 会員事業場への本運動の実施についての周知啓発。
- ② 会員事業場における自主的な安全活動の取組み等を促進するため、実施期間中の安全パトロール、安全講習会等の実施。
- ③ 会員事業場が実施する事項についての指導・援助。

9 実施者（事業場）の実施事項

- ① 重点実施事項
 - ア 労働者出入り口に「天気予報」等の気象情報を掲示し、注意を喚起する。
 - イ 凍結・融雪を繰り返す東側・南側、風雪等による積雪が多く、雪が凍結している北側・西側等の屋外通路や駐車場で特に滑りやすい状態になると考えられる場所について、「危険マップ」の作成、「見える化」ツールの活用等により周知し、注意を呼び掛ける。また、必要に応じて除雪や融雪剤の散布を行う。
 - ウ 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設けるとともに除雪・凍結防止に努める。
 - エ 自動車の乗降時は、手荷物や携帯電話等を持たず、足元の凍結・積雪状況を確認する。

② その他の実施事項

ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- (ア) 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制を構築する。
- (イ) 警報・注意報発令時などに関する対応マニュアルを作成して、関係者に周知する。
- (ウ) 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直しを行う。

イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

- (ア) 滑りにくい履物の着用の徹底や滑り防止用アタッチメントの使用を励行するとともに、底の磨り減った履物は交換し、労働者が通勤時等に使用する靴についても滑りにくい履物の着用を呼び掛ける。
- (イ) 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しないよう運搬方法や作業方法の見直しを行う。
- (ウ) 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しないよう徹底するとともに、凍結した路面等では滑りにくい歩き方（すり足等）の励行を呼び掛ける。
- (エ) 凍結のおそれのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置等凍結防止策を講じる。

ウ 中高年層労働者対策

50歳以上の労働者に対して、運動機能の低下等により危険性が特に高くなっていることを周知し、注意を呼び掛ける。

エ 屋外作業における対策の実施

- (ア) 大雪や吹雪等の悪天候時には極力作業を行わない。
- (イ) 建設機械等の運転席に暖房を設置する。また、常時連絡できる無線機等を備え付ける。
- (ウ) 作業通路には、路肩にポール等の標識を設置する。
- (エ) 誘導者には、建設機械等の運転者が容易に認識できる色彩の服装をさせ、旗等を持たせる。

オ 交通労働災害防止対策の徹底

- (ア) 冬期用タイヤは早めに装着するとともに、磨耗状況の点検を随時実施する。また、路面の状況に応じて、タイヤチェーンを使用する。
- (イ) 所要時間、制限速度等を考慮して無理のない運転計画を立てる。
- (ウ) 「冬道の安全運転5則」（山形県警察本部「交通安全のしおり」）に基づく運転に努める。

- ・スピードは、夏場より10キロ以上減速して走行する。
- ・車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- ・急ブレーキ、急ハンドル、急加速等の急激な操作を避ける。
- ・視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
- ・危険がいっぱい、追い越しはしない。

カ 雪下ろし作業等における安全対策の実施

- (ア) あらかじめ作業場所の状況を確認し、作業手順を定め、関係者に周知する。
- (イ) 親綱等を設け、安全帯を確実に使用する。
- (ウ) 保護帽（墜落時保護用）を必ず着用する。
- (エ) 昇降用はしごは積雪より高くなるよう十分な長さのものを使用し、転倒しないよう上部を固定する。
- (オ) 上下同時作業を行わない。また、合図を徹底する。
- (カ) 軒先からの落雪のおそれのある場所は、立入り禁止措置を行う。
- (キ) 建設機械等による除排雪に際しては、合図等による接触防止措置を徹底する。
- (ク) 機械に雪や氷が詰まったときは、動力を停止しブレード等の回転が停止したことを確認してから対処する。

キ 一酸化炭素等の中毒予防対策

- (ア) 自然換気が不十分な場所では、原則として内燃機関、練炭コンロ等を使用しない。
- (イ) やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、一酸化炭素濃度の測定、継続的な換気等、一酸化炭素中毒防止のためのガイドライン等に沿った対策を行う。
- (ウ) 燃焼式暖房器具を使用する場合は、換気を徹底する。

ク 雪崩災害防止対策の徹底

- (ア) 山間部や斜面の下等では、雪崩発生の危険について事前に十分な調査を行う。
- (イ) 気象情報に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後は作業を行わない。
- (ウ) 過去に雪崩が発生した場所等では、監視人を置き、積雪面を観察する。
- (エ) 救助と蘇生の方法について周知する。
- (オ) その他、山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」（平成13年11月）によること。